

龍 監 第 3 号
令和 6 年 1 月 26 日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 殿
龍ヶ崎市議会議長 油原 信義 殿
龍ヶ崎市農業委員会会長 黒須 洋一 殿

龍ヶ崎市監査委員 大山 文彦
同 寺田 寿夫

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第4項の定期監査を実施し、その結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により提出します。

なお、貴職が所掌する事項が指摘事項等に該当する場合において、当該指摘事項等に関し、是正又は改善のため必要な措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨を通知願います。

定期監査結果報告書

1 準拠した基準	龍ヶ崎市監査基準に準拠して監査を行った。		
2 監査の種類	地方自治法第199条第1項の規定による財務監査のうち、同条第4項の定期監査		
3 監査の対象	(1)事項	下記の部課等が所掌する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	
	(2)期間	令和5年4月1日から 令和5年12月31日まで	
4 監査の着眼点	監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として実施した。		
5 監査の実施内容	(1)予備監査	令和6年1月10日から 令和6年1月16日まで	事前に提出を受けた監査資料に基づく書面監査及び関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、予備監査を実施した。
	(2)本監査	令和6年1月25日	予備監査の結果に基づく予備監査調書を踏まえ、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、本監査を実施した。
6 監査の結果	<p>是正又は改善を必要と認める事項及び意見は、次のとおりである（詳細は、別紙「指摘事項等について」を参照。）。これ以外の事項は、おおむね適正であると認められた。</p> <p>市民経済部商工観光課 指摘事項 3 件、注意事項 3 件、意見 1 件</p> <p>市民経済部農業政策課 指摘事項 3 件、注意事項 1 件、意見 3 件</p> <p>農業委員会事務局 指摘事項 0 件、注意事項 0 件、意見 0 件</p> <p>福祉部保育課 指摘事項 0 件、注意事項 2 件、意見 1 件</p>		
7 通 知	是正又は改善を必要と認める事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定によりその旨を通知されたい。		
8 備 考	軽微な事項については、監査委員事務局長による指導事項とし、記載は省略した。		

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 市民経済部商工観光課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	指摘 6～7 頁	ふるさと納税に係る各業務委託
事実の概要等	執行伺いにおいて、特命随意契約の理由及び見積書徴取の省略については適正に決裁を受けている。一方、予定価格設定の省略については決裁は受けていないが、予定価格は設定されていない。	
区分	契約事務	
件名	注意 6～7 頁	ふるさと納税に係る各業務委託
事実の概要等	契約決議書記載の契約の方法（随意契約）の適用条項に錯誤がある。各契約とも自治令第167条の2第1項第2号が適用される（市契約規則第18条の適用は、少額契約の場合である。）。	
区分	契約事務	
件名	注意 6頁	令和5年度ふるさと納税情報誌広告掲載
事実の概要等	契約決議書記載の契約の方法（随意契約）の適用条項に錯誤がある。本契約は自治令第167条の2第1項第2号が適用される（市契約規則第18条第1号は、工事又は製造の請負に係るもので、本件には適用されない。）。	
区分	契約事務	
件名	注意 6頁	寄附金のカード決済に関する契約書
事実の概要等	本件に係る契約は、2件締結されている。いずれも契約決議書に予定金額の記載がない。請求書受理後に支出負担行為を行ういわゆる兼票処理事案ではあるが、想定数に基づく予定金額の記載が望ましい。	
区分	契約事務	
件名	指摘 8頁	土地賃貸借契約
事実の概要等	本件は、市街地活力施設の建物敷地に係る土地賃貸借契約であるが、その期間を1年間としている。一般に、建物の所有を目的とした土地賃貸借契約では、借地借家法を勘案した期間を約定することが基本となる。	

様式第14号

区分	契約事務		
件名	意見 8頁	土地賃貸借契約	
事実の概要等	本件は、にぎわい広場の一部に係る土地賃貸借契約であるが、その期間を1年間としている。建物の所有を目的としたものではないものの、当該施設の性格等を考慮すれば、複数年の契約が望ましい。		
区分	負担金、補助及び交付金		
件名	指摘 12頁	創業促進事業補助金	
事実の概要等	補助金審査において、補助対象経費の算出方法、上限額の適用に錯誤がみられ、補助額を425,000円とすべきところ、500,000円の交付決定通知書を発出している。		
区分			
件名			
事実の概要等			
区分			
件名			
事実の概要等			
区分			
件名			
事実の概要等			

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 市民経済部農業政策課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	意見 5頁	令和5年度農地中間管理事業業務委託
事実の概要等	事前協議及び契約締結を課長決裁にて事務を執行している。今回の契約は受託側であり事務決裁規程に定めがないため、市長決裁とするのか、類似の専決事項を参考するのかなど専決権者の検討が必要と思われる。	
区分	契約事務	
件名	注意 6頁	令和5年度湯ったり館浴槽循環管路洗浄及び濾過機濾材交換
事実の概要等	検査期間を設けた契約においては、当該検査期間の初日を検査年月日（予定）とするところ、さらに1日遡った日を検査年月日（予定）としており、契約条件と齟齬がある。	
区分	契約事務	
件名	指摘 6頁	令和5年度龍ヶ崎市農産物直売所「たつこの産直市場」管理運営業務委託
事実の概要等	9月分出来高検査調書の検査年月日を不適切な方法(砂消し)で修正し、さらに休日の10月9日を検査年月日としている。	
区分	負担金、補助及び交付金	
件名	指摘 8頁	強い農業づくり総合支援交付金
事実の概要等	令和4年度茨城県強い農業づくり総合支援補助金(産地基幹支援等施設タイプ)の補助金実績報告における事務について、決裁未了の状態で茨城県に提出されていた。	
区分	負担金、補助及び交付金	
件名	意見 9頁	環境保全型農業直接支払交付金
事実の概要等	交付申請書提出、受付等の手続きの時期が遅く、申請から完了・支払いまで短期間で処理されている。適切な時期に申請させ処理を行うなど、事務改善について検討されたい。	

様式第14号

区分	負担金、補助及び交付金	
件名	意見 10~11 頁	生産調整推進対策事業補助金
事実の概要等	交付申請書提出、受付等の手続きの時期が遅く、申請から完了・支払いまで短時間で処理されている。適切な時期に申請させ処理を行うなど、事務改善について検討されたい。	
区分	負担金、補助及び交付金	
件名	指摘 11頁	民有林整備事業補助金
事実の概要等	相手方に渡すべき協定書(原本)が保管されている。	
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。

指 摘 事 項 等 に つ い て

部課等名： 福祉部保育課

確認した事実等		措置状況の内容等
区分	契約事務	
件名	意見 6頁	令和5年度龍ヶ崎市教育・保育給付等管理システム構築業務委託
事実の概要等	本件契約に付随した覚書を、課長決裁のうえ取り交わしている。 覚書又は協定書等は、実質的に契約書と同等のもの、又は契約書を補足するもの等多様である。当該類型等に応じた決裁の在り方の検討が必要と思われる。	
区分	契約事務	
件名	注意 6頁	令和5年度龍ヶ崎市教育・保育給付等管理システム構築業務委託
事実の概要等	検査期間を設けた契約においては、当該検査期間の初日を検査年月日（予定）とするところ、さらに1日遡った日を検査年月日（予定）としており、契約条件と齟齬がある。	
区分	事務管理	
件名	注意 9頁	八原保育所父母の会の現金管理
事実の概要等	出納帳の差引残高に、誤記がみられる（11/13現在高）。	
区分		
件名		
事実の概要等		
区分		
件名		
事実の概要等		

- 注： 1 区分は、財務監査の着眼点に基づく区分です。
 2 地方自治法第199条第14項の規定による通知の際は、本書の「措置状況の内容等」欄に当該措置状況を記載し、添付してください。